

## 《 放課後等デイサービス事業 》

### 【 基本的なサービス利用料 】

|                   | 月～金(学校終了後) | 土・祝日・学校休業期間 |
|-------------------|------------|-------------|
| 放課後等デイサービス<br>給付費 | 604 単位     | 721 単位      |

### 【 その他の加算項目 】

#### ① 利用者上限負担管理加算 (150 単位)

指定放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者合計額の管理を行った場合に 1 月につき所定料金を加算させていただきます。

#### ② 欠席時対応加算 (94 単位)

利用者が利用を予定していた日の 2 日前までに、急病等によりその利用を中止した場合、家族等への連絡調整を行うとともに状況を記録し相談援助を行った場合に 1 回につき所定料金を加算させていただきます。(月 4 回まで算定)

#### ③ 送迎加算 (片道 54 単位)

各学校から事業所まで、また家庭から事業所へ、事業所から各家庭へ送迎を行った際に、片道あたり所定料金を加算させていただきます。

#### ④ 個別サポート加算 I (100 単位)

ケアニーズの高い利用児童に対して支援を行った際に 1 日につき所定料金を加算させていただきます。(受給者証に基本報酬区分指標該当有と記載がある場合には算定)

#### ⑤ 個別サポート加算 II (125 単位)

心理的に不安定な要支援児童などに対して連携先機関等と状況等を共有し支援を行う。また、連携先機関と状況共有を年 1 回以上行い、記録を文章で保管するなどの支援を行った際に 1 日につき所定料金を加算させていただきます。

#### ⑥ 介護職員処遇改善加算 (I)

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道県知事に届け出た指定障害福祉事業所が、ご契約者様に対して加算算定を行うものです。一月のサービスの利用総単位数の 1000 分の 84 に相当する額(円)になります。

#### ⑦ 介護職員特定処遇改善加算 (II)

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道県知事に届け出た指定障害福祉事業所が、ご契約者様に対して加算算定を行うものです。一月のサービスの利用総単位数の 1000 分の 10 に相当する額(円)になります。

## ⑧ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道県知事に届け出た指定障害福祉事業所が、ご契約者様に対して加算算定を行うものです。一月のサービスの利用総単位数の 1000 分の 20 に相当する額(円)になります。